

## 弊社商品におけるがん原生物質（結晶質シリカ）含有商品の取り扱いについて

2022年5月31日に厚生労働省より公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理義務が定められました（令和4年厚生労働省令第91号）。

また、同年12月26日に厚生労働省より「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき、がん原生物質がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示され、2023年4月1日から適用されています（厚生労働省告示第371号）。

リスクアセスメント対象物のうち、2021年3月31日までに国が行った化学物質の有害性分類（GHS分類）の結果、発がん性が区分1に該当するものが「がん原生物質」の対象となります。がん原生物質は、作業記録等の30年間保存が労働安全衛生規則第377条の2第3項に規定されております。

該当商品のお取り扱いにつきましては、お手数ではありますが、告示に従って作業記録等の保管対応を行なって頂きますようお願い申し上げます。

### <弊社対象商品>

- ・耐火仕切板（ケイカライトMG） 【品番：TAFKMG】
- ・タフロックイチジカンMG 【品番：TAFMG□】
- ・タフロックキョージュウ 【品番：TAFPKM7010】
- ・タフロックカタガワ 【品番：TAFPK□】 ※販売終了（2024年2月）

規制に関する詳細は、厚生労働省ホームページ（下記URL）をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29998.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html)

以上